

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定する必要がありますので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行支店名・郵便局名を記入し、当初納入される際に、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※前年度より引続き、同一のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。

※下の枠内の都県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局が、提出の対象となります。

埼玉県・東京都・千葉県
群馬県・栃木県・茨城県
神奈川県・山梨県

キ
リ
ト
リ
線

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税及び県民税特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 認可番号 | 貯業2第848号 |
| 2 口座番号 | 00130-7-960385号 |
| 3 加入者名 | さいたま市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | 東京貯金事務センター |

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 支店長 様
_____ 郵便局長 様

さいたま市長
(公印省略)